

権哲賢駐日韓国大使による松本外務大臣表敬に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年五月二日

宇都隆史

参議院議長 西岡武夫殿

権哲賢駐日韓国大使による松本外務大臣表敬に関する質問主意書

外務省は平成二十三年四月二十八日、「権哲賢（クオン・チョルヒョン）駐日韓国大使による松本外務大臣表敬」と題するプレスリリースを行った。そこで以下のとおり質問する。

一 外務省は同プレスリリースにおいて、四月二十八日、権哲賢駐日韓国大使が「松本剛明外務大臣を表敬しました」と公表したが、当該「表敬」は、わが国外務省が召喚または要請したものか。それとも韓国大使の自発的な訪問か。「表敬」に至る具体的な経緯を示されたい。

二 外務省は同プレスリリースにおいて、「松本大臣より、韓国政府が保管する日本由来の貴重な図書に対するアクセスの改善等を求めました」と公表したが、「アクセスの改善等」とは、いかなる措置か。具体的に示されたい。

三 外務省は同プレスリリースにおいて、「総合海洋科学基地建設事業、防波堤建設事業等の韓国政府による竹島に係る一連の措置及び最近の韓国閣僚の竹島訪問」について松本外務大臣が、「抗議する、一連の計画の中止を求める旨」発言したと公表したが、「竹島に係る一連の措置」とは何か。すでに着手されているヘリポート改修工事や住民宿泊所拡張工事を含むのか。含むなら、なぜ具体的に指摘した上で抗議及

び中止要請しなかったのか。政府の見解を示されたい。

右質問する。